

## 平成31年度 東京都立青山特別支援学校 学校経営計画

### はじめに

開校6年目となる。校訓でもある「小さな一步の継続」により、何をどのように学び、そして、何ができるようになったかを改めて検証していくことにより、平成32年度から実施される新学習指導要領に基づいた教育課程の編成へと結びつける年度として位置付ける。本校の教育の柱でもある小学部からキャリア教育については、全教職員が高い意識をもって推進し、児童・生徒一人一人の自立と社会参加を目指して、その基盤となる力を育てていく学校づくりを引き続き進めていく。

学校経営の中期的な見通しとして、これまで培った学校組織の基盤をより確立するとともに、より持続可能な組織への転換を図りながら、教育活動の改善を進める。

東京都の特別支援教育は、平成29年度から東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画が進められている。開催まで1年となるオリンピック・パラリンピック教育の推進、特別支援教育のセンター校としての支援をはじめ、安全な医療的ケアの実施、外国籍も含めた多様化する児童・生徒への対応、体罰根絶、いじめ防止、アレルギー対策、熱中症対策、様々な防災対策といった日々求められる課題の改善を行い、多角的な視点での学校経営を進めていく。

今後も、東京都教育委員会との連携の下、知的障害特別支援学校としての教育環境や教育課題の改善・充実を図り、保護者や地域・都民の信託に応える学校づくりを進める。

### I 目指す学校

#### 1 目指す学校像

社会に参加・貢献し、地域でたくましく生きる児童・生徒を育成する学校

#### 2 目指す児童・生徒像

- (1) あいさつのできる子（コミュニケーション力、社会性）
- (2) おもいやりのある子（人間性、道徳心）
- (3) やるきのある子（主体性、積極性、自己肯定感）
- (4) まなべる子（基礎・基本的な力の習得、生涯学習）

#### 3 目指す教職員像

- (1) 知的障害特別支援学校の一員として、専門性を活かし責任を果たす教職員（専門性）
- (2) 根拠に基づく教育課程を編成し、実施・評価・改善を行う教職員（根拠性）
- (3) 保護者や地域と連携し、地域貢献を積極的に行う教職員（協調性）
- (4) 互いを称賛し、信頼し、進んで協力し、英知を結集することを惜しまない教職員（利他性）

### II 中期的目標

1 児童・生徒の人権を尊重し、個々の実態やニーズに応じた教育を推進するための教育内容や方法、教育環境の改善を図る。

- (1) 人権を尊重した教育の推進

- (2) 一人一人のキャリア発達を見据えた教育の推進
  - (3) 地域関係機関や外部人材等を積極的に活用した教育の推進
  - (4) ICT機器を活用した教育の推進
  - (5) 主体的・対話的で深い学びの推進
  - (6) 生涯学習の推進
- 2 事故のない安全・安心な学校運営の推進
- (1) 安全教育の推進
  - (2) 防災教育・防災対策の推進
  - (3) 教職員の危機管理意識と事故対応スキルの向上
  - (4) 学校保健計画に基づく保健管理及び保健指導の推進
  - (5) 文部科学省の指針に基づく安全な給食の推進
  - (6) 学校施設、教育環境の整備
- 3 学校経営を円滑に推進するための校内運営組織体制の改善を図り、東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画の推進に努める。
- (1) 職層に応じた学校運営体制の充実
  - (2) 実施事業における計画の進行管理及びPDCAサイクルの確立
- 4 東京2020学校レガシーの構築とともに、新学習指導要領の実施に向けた準備を進め、特色のある、社会に開かれた教育課程の編成を目指す。
- (1) オリンピック・パラリンピック教育、障害者スポーツの継続性の構築
  - (2) 教育課程編成に向けた組織的な取組
  - (3) 知的障害、自閉症及び重度重複の各教育課程の適正な実施・評価・改善（教務部、主担任）
  - (4) 広報活動の充実
- 5 教職員の人權感覚や専門性の向上及びミドルリーダー育成のための研究・研修体制の充実を図る。
- (1) OJTシステムの活用による職層に応じた人材育成の推進
  - (2) 外部専門員の活用による専門性向上
  - (3) 校内研究活動の充実を図り、公開研究会を実施する。
- 6 地域における特別支援教育のセンター的機能の充実を図る。
- (1) 特別支援教育コーディネーターを中心としたセンター的機能の充実
  - (2) 区教育委員会や近隣の小・中・高等学校との連携による特別支援教育の理解推進
- 7 都民から信頼され、開かれた学校を目指し、地域との円滑な連携を推進する。
- (1) 保護者や施設職員との連携による迅速で丁寧な課題処理の徹底
  - (2) 教育活動等を通じた地域との連携の推進
  - (3) 地域防災への支援の推進
- 8 ライフ・ワーク・バランスの視点に立ち、働き方改革を進め、効率的な業務の執行と適正で組織的かつ計画的な学事事務、予算編成・予算執行を推進する。
- (1) 法令等に基づく教職員の厳正なサービスの徹底
  - (2) 経営企画室業務の円滑な遂行と経営参画の推進
  - (3) 業務の効率化、超過勤務縮減の推進
  - (4) 教職員の心身の健康・安全の推進